

# 関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

日時 平成29年5月9日(火)  
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

(1) 4月11日(火)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 4月11日(火)	支部研修会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 4月11日(火)	女性部会	於	ホテルガーデンパレス
(4) 4月15日(土)	ソフトボール部熊谷税務署との練習試合	於	白草台運動公園
(5) 4月17日(月)	福祉共済部会	於	支部事務局
(6) 4月18日(火)	広報部会	於	支部事務局
(7) 4月19日(水)	青年部会	於	支部事務局
(8) 4月21日(金)	本会支部長スクーリング	於	パレスホテル大宮
(9) 4月21日(金)	埼玉司法書士会熊谷支部定期総会	於	キングアンバサダーホテル
(10) 4月24日(月)	業務対策部会	於	支部事務局
(11) 4月25日(火)	総務部会	於	支部事務局
(12) 4月26日(水)	研修部会	於	支部事務局
(13) 4月26日(水)	正副支部長会・署との協議会	於	熊谷税務署
(14) 4月26日(水)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(15) 4月27日(木)	税務支援対策部会	於	支部事務局
(16) 4月28日(金)	埼玉県社会保険労務士会熊谷支部通常総会	於	マロウドイン熊谷
(17) 4月28日(金)	情報システム部会	於	支部事務局
(18) 5月8日(月)	熊谷法人会深谷支部報告会	於	新楽

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会  
日時 5月9日(火)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会  
日時 5月9日(火)午前10時45分～12時45分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「遺言について」  
講師 熊谷公証役場 公証人 田中 進先生
- (3) 支部監事監査会  
日時 5月9日(火)午後3時00分～4時00分  
場所 支部事務局
- (4) 予算編成会議  
日時 5月9日(火)午後4時00分～  
場所 支部事務局
- (5) 顧問相談役会  
日時 5月9日(火)午後5時30分～  
場所 いづみ寿司
- (6) 本会支部長会  
日時 5月15日(月)  
場所 パレスホテル大宮
- (7) 調査研究部会  
日時 5月17日(水)午後6時00分～  
場所 支部事務局
- (8) 支部第1回理事会  
日時 5月19日(金)午後3時00分～  
場所 日本政策金融公庫

(9)熊谷法人会定時総会

日時 5月23日(火)午後3時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(10)租税推進協議会

日時 5月24日(水)午後2時00分～

場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所

(11)熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会

日時 6月6日(火)午前11時00分～

場所 熊谷市立商工会館2階大ホール

(12)支部ゴルフコンペ

日時 6月6日(火)午前8時30分集合

場所 太平洋クラブ 江南コース

(13)熊谷税務署管内青色申告会連合会通常総会

日時 6月8日(木)午後4時00分～

場所 マロウドイン熊谷

3. その他の協議報告事項

派遣

熊谷市公共下水道事業運営審議会委員 油井豊仁会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

経理部より

5月9日(火)の例会時に平成29年度分親和会費を集金しました。

例会欠席の場合は下記にお振込み下さい。(¥6,000)

埼玉縣信用金庫 本店営業部 普通預金 3933201

関東信越税理士会熊谷支部親和会 寺山智久

書面会議 (会報部・制度部・公益活動対策部・租税教育推進部・電子申告推進特別委員会)

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 6月15日(木) 午後1時20分～ 支部例会

午後3時30分～ 支部総会

バス 午後1時00分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成29年5月9日現在)

6月例会	6月15日(木)	午後1時20分～
定期総会	6月15日(木)	午後3時30分～
8月例会	8月7日(月)	午後4時00分～
9月例会	9月7日(木)	午前9時30分～
10月例会	10月6日(金)	午前9時30分～
11月例会	11月7日(火)	午前9時30分～

\* 予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

# 埼税協熊谷地域5月例会

平成29年5月9日(火)

## 会務報告

29. 4. 14 (金) 第一回常務理事会・地域長会議  
大同生命「総合事業保障プラン」推進会議  
(時間・場所) 11:00～ 浦和ロイヤルパインズホテル  
(議題) 28年度事業報告・29年度事業計画  
表彰式
29. 4. 21 (金) 日本生命VIP代理店推進協議会  
(時間・場所) 15:30～ 清水園  
(議題) VIP代理店の推進・表彰式

## 業務推進協議会の予定

29. 6. 2 (金) 県北4地域合同大同生命「地域業務推進会議」  
(時間・場所) 17:00～ リガーレ  
(議題) 埼税協の推進施策と推進状況  
税理士事務所の推進事例紹介  
その他
- 日時未定 大和ハウスとの地域推進協議会
- 日時未定 朝日生命との地域推進協議会

以上

## 書面添付制度アンケート

業務対策部

設問 1 税理士法第 33 条の 2 の計算事項・審査事項等を記載した書面の添付をしていますか。  
該当番号を○で囲んでください。

- 1 全て添付している
- 2 一部添付している

法人税	所得税	相続税
%	%	%

- 3 今は添付していないが今後添付する予定
- 4 過去に添付していたが今は添付していない
- 5 添付していない

設問 2 添付している、一部添付している場合、添付の理由等について該当番号を○で囲んでください。(複数回答可)

- 1 税理士の権利だから
- 2 事務所内の業務品質向上、申告書の品質向上のため
- 3 業務上の責任範囲を明確化するため
- 4 税務調査の省略化をのぞむため
- 5 顧問先に対するアピールのため
- 6 金融機関に対するアピールのため
- 7 書面添付したことにより、別途、報酬を得るため
- 8 その他

( )

設問 3 添付していない場合、一部添付していない場合、その理由等について該当番号を○で囲んでください。(複数回答可)

- 1 添付する効果が不明だから
- 2 時間や労力がかかり煩雑だから
- 3 科目内訳及び概略書で十分と考えるから
- 4 報酬の請求が困難だから
- 5 責任問題やリスクが心配だから
- 6 記載方法が難しいから
- 7 顧問先の選別化につながるから
- 8 税務調査があった方が良くから
- 9 顧問先の理解が得られないから
- 10 その他

( )

設問4 最近2年間で調査省略があった場合、その関与先の規模を教えてください。

売上高	5千万円未満	1億未満	3億未満	5億未満	10億未満	10億以上
件数						

設問5 意見欄 書面添付制度に関し、意見及び要望等があればご記入ください。

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。



## 災害に関する税制上の対応について

近年災害が頻発していることを踏まえ、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の規定を常設化します。

### 全ての災害に適用

- ・住宅ローン減税の適用の特例
- ・財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例
- ・災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
- ・仮決算の中間申告による所得税額の還付
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
- ・山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和
- ・法人税・消費税の中間申告書の提出不要
- ・被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化

### 災害を指定して適用

#### ① 被災者の生活再建に資する措置

→「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用

- ・住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例
- ・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
- ・被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例
- ・建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
- ・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

#### ② 事業者の再建等に資する措置

→「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用

- ・買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
- ・被災代替資産等の特別償却
- ・特定地域内の土地等の評価に係る相続税・贈与税の基準時の特例等
- ・消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例

#### ③ 他法令の仕組みを前提としている措置

- ・被災市街地復興土地地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例(被災市街地復興特別措置法)
- ・事業承継税制(相続税・贈与税)における事業継続要件等の緩和(一部の要件について中小企業信用保険法が前提。その他の要件について、全ての災害に適用。)
- ・公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税(激甚災害法)

平成 29 年 5 月 9 日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 寺山 智久  
税務支援対策部

## 確定申告期税務支援事業アンケート結果報告

税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 平成 29 年 3 月 17 日～3 月 28 日

◎回収件数/熊谷支部会員総数 31/160 (回収率 19%)

### 1. キララ上柴会場での申告指導について

現状のままでよい 14名 改善すべきである 6名

[主な意見]

- ・受付は税務署職員でやってもらい、相談内容をよくチェックしてもらいたい。いざ相談になると事業所得や不動産所得があり対応に困る。
- ・相談のみで申告はできないと思っている人がいた。
- ・相談者が税理士の横に座る方法はよかった (同意見 3 件)。
- ・マイナンバーをメモしてきた人の対応が、その日の職員によって異なっていた。
- ・日程によって来場者数が大きく異なるので、従事者数も対応できたほうが良い。
- ・税務署職員は毎日 2 人いた方がいい (同 3 件)。
- ・マイナンバーの確認を職員にしてもらうのに時間がかかり面倒 (同 2 件)。
- ・相談者が椅子で待っている前面に、この会場では受け付けられない相談内容について大きく張り出した方が良い。
- ・集合開始時間を徹底してもらいたい。少なくとも開始 15 分前には会場のカギを開けて準備していただきたい。

### 2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

現状のままでよい 10名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・e-Tax の指導、パソコンの利用をもっと推進してもらいたい。手計算・手書きでは時間がかかりすぎる。特に消費税についてはパソコン利用をお願いしたい (同 2 件)。
- ・その場で青色申告決算書から入力して電子申告データを作ることには無理がある。事前に青色申告会が入力処理したものを税理士がチェックして代理送信する等の工夫が必要と思う。

### 3. 農業青色申告指導について

現状のままでよい 12名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・相談者が面談の予定通りに来なかった。JA 職員の方は非常に親切な対応だった。
- ・前年と相談会場が違う場合は研修資料に表記してほしい。
- ・手書きの申告書作成についてすべてパソコン化できないか。
- ・相談件数が年々減少しているので、他と合同でできれば効率がいいと思う。
- ・一日にチェックできる量を超えている。60件超チェックした。

### 4. コールセンターの税務相談について

現状のままでよい 10名 改善すべきである 2名

[主な意見]

- ・従事希望者が少ないため、支部の従事日数割当を見直す必要があるのではないか。
- ・高崎会場に変更してもらいたい (同2件)。
- ・縮小すべきと考える。

### 5. 金融機関での申告指導について

現状のままでよい 7名 改善すべきである 0名

[主な意見]

- ・パソコンが利用できず手書きでの申告書作成のため、国税庁の申告書作成コーナーが活用できると助かる。

### 6. 会員事務所での申告相談について

現状のままでよい 18名 改善すべきである 2名

[主な意見]

- ・PR不足である。TELも面接者も来ない。一日待機していても無駄である。支部事務局で実施したほうが良い。
- ・縮小すべきまたは廃止すべきである (同2件)。
- ・毎年同じ納税者が相談に来ていないかどうか。キララ等無料相談を長期実施しており、会員事務所の相談は廃止すべき。

### 7. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ・そもそも無料で申告相談をすることは適切なのか。
- ・確定申告繁忙期に3日間も従事するのはつらい。
- ・繁忙期であるので少なくとも3月5日ごろまでに税務支援を終了させてほしい。3月15日まではコールセンターや、3月10日までである深谷商工会議所については変更をお願いしたい。
- ・各地区商工会の指導対応税理士が固定化されているが、税理士会支部を窓口とした団体としての対応を考慮すべきではないか。



## 法人税の申告期限延長の特例の適用を受けるに当たっての留意点

平成29年4月18日

経済産業省経済産業政策局企業会計室

平成29年度税制改正においては、「攻めの経営」を促すコーポレートガバナンス税制の一環として、企業と株主・投資家との充実した対話を促すため、上場企業等が定時総会の開催日を柔軟に設定できるよう、企業が決算日から3ヶ月を越えて定時総会を招集する場合、総会后に法人税の確定申告を行うことを可能とする措置が講じられました。

そこで、今回、定時総会における議決権行使基準日を決算日とは異なる日に設定し、定時総会の開催日を変更することを検討している企業が法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける際の参考となるよう、改正後の法人税法第七十五条の二第一項第一号(以下、本特例)の解釈等について、国税当局にも確認の上、整理・公表することとしました。

内容は以下のとおりです。

### 1. 本特例の適用対象の範囲

本特例は、会計監査人を設置している法人が対象となります(法人税法第七十五条の二第一項第一号)。

また、本特例の適用を受けるためには、「定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの」(以下「定款等」という。)の定めにより事業年度終了の日から3ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にあることが必要です。

この「定款等」とは、法人の最も基本的な事項について定めた根本規則を指します。株式会社の場合、定款がこれに該当し、例えば株式取扱規程等の規程や取締役会等の議事録はこれに含まれません。

なお、延長する月数は、法人の申請に基づき、税務署長が指定することとなります。

### 2. 定款等の定めと税務署長への提出書類

本特例の適用を受けるためには、上記1のとおり、定款等の定めにより、事業年度終了の日から3ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にあると税務署長が確認できることが前提となります。

この定款等の定めについては、その招集時期の定め方によって、以下の4つのケースが考えられますが、それぞれのケースにおける本特例の適用の有無及び「申告

期限の延長の特例の申請書」(以下「申請書」という。)の添付資料について整理しましたので、定款等の定めを変更する場合の参考としてください。

- ・ 定款等において定時総会の招集時期を、特定の月と定めている場合【ケース A】
- ・ 定款等において定時総会の招集時期を、2ヶ月以上の期間により定めている場合【ケース B】
- ・ 定款等において議決権行使基準日を定めているが、定款等に定時総会の招集時期の定めがない場合【ケース C】
- ・ 定款等において議決権行使基準日からの期間により定時総会の招集時期を定めているが、定款等に議決権行使基準日の定めがない場合【ケース D】

(1) 定款等において定時総会の招集時期を、特定の月と定めている場合【ケース A】

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

➤ ケース A-1

「当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集する。」

- 上記の場合、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。
- なお、申請書には、定款等の写しを添付してください。

(2) 定款等において定時総会の招集時期を、2ヶ月以上の期間により定めている場合【ケース B】

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

➤ ケース B-1

「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」

➤ ケース B-2

「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」

➤ ケース B-3

「当会社の定時株主総会は、毎年6月または7月にこれを招集する。」

➤ ケース B-4

「当会社の定時株主総会は、毎年7月または8月にこれを招集する。」

- 上記 B-2 又は B-4 の場合、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定

時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。

- また、上記 B-1 又は B-3 の場合、定時総会の招集時期が7月(又は8月)であるときは、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。
- なお、法人が申請する延長月数について、税務署長が確認する必要がありますので、申請書には、定款等の写しに加えて、定時総会の招集月が確認できる次のような資料を添付してください。
  - ① 定時株主総会の招集時期に関する定款変更議案について、「株主の議決権行使検討期間の確保」、「株主・投資家との対話期間の確保」、「情報開示充実のための作業期間の確保」など、7月以降の特定の月に定時株主総会を招集することとした「提案の理由」を記載した株主総会参考書類
  - ② 「集中日を回避した株主総会の設定」欄に決算日から3ヶ月を超えた日に定時株主総会を開催することを記載したコーポレートガバナンス報告書
  - ③ その他変更後の定時総会の招集月が明らかとなる書類（招集時期の変更を決議した取締役会の議事録など）

(3) 定款等において議決権行使基準日を定めているが、定款等に定時総会の招集時期の定めがない場合【ケース C】

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

- ケース C-1  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」(定時総会の招集時期の定めなし)
- ケース C-2  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。」(定時総会の招集時期の定めなし)

- 上記 C-2 の場合、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。
- また、上記 C-1 の場合、定時総会の招集時期が7月(又は8月)であるときは、「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあると認められますので、本特例の適用を受けることができます。
- なお、法人が申請する延長月数について、税務署長が確認する必要がありますので、申請書には、定款等の写しに加えて、定時総会の招集月が確認でき

る次のような資料を添付してください。

- ① 定時株主総会の招集時期に関する定款変更議案について、「株主の議決権行使検討期間の確保」、「株主・投資家との対話期間の確保」、「情報開示充実のための作業期間の確保」など、7月以降の特定の月に定時株主総会を招集することとした「提案の理由」を記載した株主総会参考書類
- ② 「集中日を回避した株主総会の設定」欄に決算日から3ヶ月を超えた日に定時株主総会を開催することを記載したコーポレートガバナンス報告書
- ③ その他変更後の定時総会の招集月が明らかとなる書類（招集時期の変更を決議した取締役会の議事録など）

(4) 定款等において議決権行使基準日からの期間により定時総会の招集時期を定めているが、定款等に議決権行使基準日の定めがない場合【ケースD】

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

➤ ケースD-1

「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」(議決権行使基準日の定めなし)

- 定款等で定時総会に係る議決権行使基準日を定めていない場合、会社法上、会社が定めた議決権行使基準日を都度公告する必要があるものの、定款等の定めからは「各事業年度終了の日の翌日から3月以内」に定時総会が招集されない常況にあることが確認できません。このため、本特例の適用を受けられないということとなります。

(注) 上記(1)から(4)までについては、法人税法第七十五条の二第一項柱書の「各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合」に該当するかどうかの考え方についても、同様となります。

**3. 「当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間」の具体例**

法人税の申告期限の延長は、法人税法第七十五条の二第一項第一号に「当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間」とされており、法人の申請に基づき、税務署長が指定することとなっています。

上記2で掲げる定款等の記載例をもとに延長可能な法人税の申告期限を整理すると、以下のとおりです。

(定款等の記載例)※決算日が3月末日の場合

- ケース A-1  
「当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、2月(7月末日)延長可能です。
- ケース B-1  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)又は3月(8月末日)延長可能です。
- ケース B-2  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。」と定めた上で、「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)、3月(8月末日)又は4月(9月末日)延長可能です。
- ケース B-3  
「当会社の定時株主総会は、毎年6月または7月にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期が7月である場合には、2月(7月末日)延長可能です。
- ケース B-4  
「当会社の定時株主総会は、毎年7月または8月にこれを招集する。」
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)又は3月(8月末日)延長可能です。
- ケース C-1  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」(定時総会の招集時期の定めなし)
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)又は3月(8月末日)延長可能です。
- ケース C-2  
「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。」(定時総会の招集時期の定めなし)
  - － 申告期限は、定時総会の招集時期に応じて、2月(7月末日)、3月(8月末日)又は4月(9月末日)延長可能です。

なお、税務署長は、本来の申告期限の翌日を起算日として月数を指定することとなります。このため、例えば決算日が3月20日である企業の場合、申告期限は、ケースA-1においては7月20日、ケースB-1で定時総会を8月21日から9月20日までの期間に招集することとしている場合においては、9月20日とすることができます。

また、本特例の申告期限の延長は「四月を超えない範囲内」で認められることとなりますが、これは「決算日の翌日から6ヶ月以内」を意味します（原則2ヶ月＋特例4ヶ月）。例えば、3月末日が決算日である企業については最大9月末日まで、3月20日が決算日である企業については最大9月20日までの延長が認められることとなります。

#### **4. 申請書の提出期限**

申請書に定款等の写し及び上記各ケースによって必要となる書類を添付し、本特例の適用を受けようとする事業年度終了の日まで（連結事業年度について申請する場合には、連結事業年度終了の日の翌日から45日以内）に納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

#### **5. 適用時期**

改正後の法人税法については、平成29年4月1日より施行となっていますので、本特例の適用を受けるための申請も同日より可能です。

#### **【参考】法人事業税の申告期限延長の特例**

なお、法人事業税の申告期限の延長の特例である改正後の地方税法第七十二条の二十五第三項第一号（同法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の解釈等については、上記1.～5.と同様になります。

また、法人事業税の申告期限の延長の特例を受けるためには、本特例に係る税務署長への申請とは別に都道府県知事への申請が必要となりますので、御留意ください。

これらの点については、総務省に確認済みです。

以上

(参考)関係法令

法人税法(抄)

(事業年度の意義)

第十三条 この法律において「事業年度」とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間(以下この章において「会計期間」という。)で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この章において「定款等」という。)に定めるものをいい、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した会計期間若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)をいう。

2~4 (略)

(確定申告書の提出期限の延長の特例)

第七十五条の二 第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書を提出すべき内国法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この条において「定款等」という。)の定めにより、又は当該内国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該事業年度以後の各事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。)の当該申告書の提出期限を一月間(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める期間)延長することができる。

一 当該内国法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

二 (略)

2~10 (略)

会社法(抄)

(基準日)

第二百二十四条 株式会社は、一定の日(以下この章において「基準日」という。)を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主(以下この条において「基準日株主」という。)をその権利を行使することができる者と定めることができる。

- 2 基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から三箇月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。
  - 3 株式会社は、基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を公告しなければならない。ただし、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。
- 4・5（略）

## 地方税法(抄)

### (中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)

第七十二条の二十五 事業を行う法人(清算中の法人を除く。以下この条、次条及び第七十二条の二十八において同じ。)は、次条の規定に該当する場合を除くほか、各事業年度に係る所得割(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この節において「所得割等」という。)又は収入割を各事業年度終了の日から二月以内(外国法人が第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合(同条第二項の認定を受けた場合を除く。))には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。第七十二条の二十八第一項において同じ。)に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。

- 2 (略)
- 3 第一項の場合において、同項の法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(第一号及び第五項において「定款等」という。)の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるときは、当該法人は、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割を当該各事業年度(第五項の規定の適用に係る事業年度を除く。以下この項において同じ。)終了の日から三月以内(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)に申告納付することができる。
  - 一 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(次号に掲げる場合を除く。)当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において当該道府県知事が指定する月数の期間内

二 (略)

4~15 (略)



(中間申告を要する法人の確定申告納付)

第七十二条の二十八 事業を行う法人は、第七十二条の二十六の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二月以内に、確定した決算に基づき、当該事業年度に係る所得割等又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が当該申告書に記載した事業税額から同条の規定による申告書に記載した事業税額又は同条第五項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額を控除した金額に相当する事業税額とする。ただし、法人が同条に規定する申告書を提出した場合において、この項の規定により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該法人がこの項の規定による申告書に記載した事業税額から控除すべき事業税額は、当該第七十二条の二十六に規定する申告書に記載した事業税額、当該修正申告により増加した事業税額及び当該更正に係る第七十二条の四十四第一項の不足税額の合計額とする。

2 第七十二条の二十五第二項から第十一項まで、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3・4 (略)

(清算中の法人の各事業年度の申告納付)

第七十二条の二十九 清算中の法人は、その清算中に事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)が終了した場合においては、当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十まで、第七十二条の二十三から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内に当該事業年度に係る付加価値割、所得割又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 第七十二条の二十五第二項から第十一項まで、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額、資本割額」とあるのは「付加価値割額」と読み替えるものとする。

3～5 (略)

# ～法定相続情報証明制度について～

---

# 法定相続情報証明制度について

## 制度創設の背景

- 不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権の移転の登記（相続登記）が必要
- 近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっていると指摘
- 法務省において、**相続登記を促進するために、法定相続情報証明制度を新設**

## 制度の概要

- 相続人が登記所に対し、以下の書類をはじめとする必要書類を提出
  1. 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
  2. 上記1. の記載に基づく法定相続情報一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報）
- **登記官が上記の内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付**

## 制度のねらい

- 本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、**相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担が軽減**
- 本制度を利用する相続人に、**相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明することなどを通じ、相続登記の必要性について意識を向上**



**平成29年5月29日から運用開始予定**

# 法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

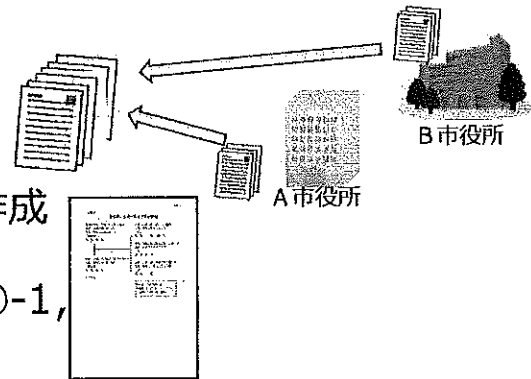
## ① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 戸除籍謄本等を収集

①-2 法定相続情報一覧図の作成  
（参考：別紙1（解説付き））

①-3 申出書を記載し，上記①-1，  
-2の書類を添付して申出

- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合，）一人の被相続人ごとの作成

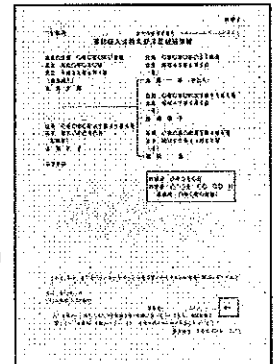


## ② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付，  
戸除籍謄本等の返却  
（参考：別紙2（解説付き））

- ✓ 交付に当たり，手数料は徴収しない

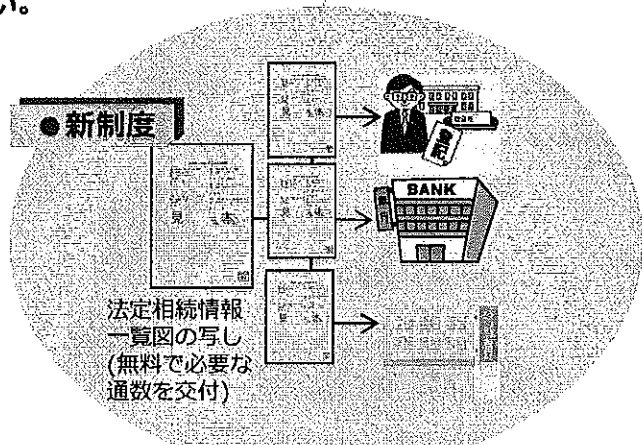
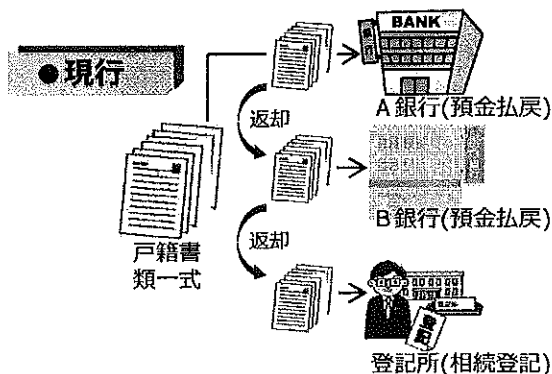


- ✓ 偽造防止措置を施した専用紙で交付

## ③ 利用

③ 各種の相続手続への利用（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

- ✓ この制度は，戸籍の束に代替し得るオプションを追加するものであり，これまでどおり戸籍の束で相続手続を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 放棄や遺産分割協議の書類は別途必要



# 別紙 1

## ✓ 相続人又は代理人が以下のような法定相続情報一覧図を作成

最後の住所は、一覧図と共に提出される住民票の除票や戸籍の附票の除票により確認  
(当該除票が廃棄されている場合は、最後の本籍)

相続人の住所は、任意記載のため、一覧図に記載されない場合もある。

(記載例)

### 被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 平成28年4月1日

(被相続人)

法務太郎

住所 ○県○郡○町○34番地  
出生 昭和45年6月7日  
(子)

法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和47年9月5日  
(子)

相続 促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号  
出生 昭和50年11月27日  
(子)

登記 進

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
出生 昭和○年○月○日

(配偶者)

法務花子

作成日：○年○月○日

作成者：○○○士 ○○ ○○ 印

(事務所：○市○町○番地)

作成者の署名又は記名押印がされる。

- ✓ 上記のような図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する記載の場合もある。
- ✓ 作成はA4の丈夫な白紙に。手書きも“明瞭に判読”できるものであれば可とする。

# 別紙 2

(記載例)

法定相続情報番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇

## 被相続人法務太郎法定相続情報

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理される。

最後の住所 〇県〇市〇町〇番地  
出生 昭和〇年〇月〇日  
死亡 平成28年4月1日  
(被相続人)  
法務太郎

住所 〇県〇郡〇町〇34番地  
出生 昭和45年6月7日  
(子)

法務一郎 (申出人)

住所 〇県〇市〇町三丁目45番6号  
出生 昭和47年9月5日  
(子)

相続促子

住所 〇県〇市〇町五丁目4番8号  
出生 昭和50年11月27日  
(子)

登記進

住所 〇県〇市〇町三丁目45番6号  
出生 昭和〇年〇月〇日  
(配偶者)  
法務花子

以下余白

作成日 〇年〇月〇日  
作成者 〇〇〇士 〇〇 〇〇 印  
(事務所: 〇市〇町〇番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日  
〇〇法務局〇〇出張所

登記官

〇〇 〇〇

職印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に  
関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

## その他の御説明

### 申出について

- 本制度は、被相続人名義の不動産がない場合（例えば、遺産が銀行預金のみの場合）でも利用することが可能
- 申出をすることができるのは、被相続人の相続人（当該相続人の地位を相続により承継した者を含む。）
- 代理人となることができるのは、法定代理人のほか、①民法上の親族、②資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る。）
- 申出をすることができる登記所は、次の地を管轄する登記所のいずれか
  - ① 被相続人の本籍地
  - ② 被相続人の最後の住所地
  - ③ 申出人の住所地
  - ④ 被相続人名義の不動産の所在地
- 申出は、郵送によることも可能

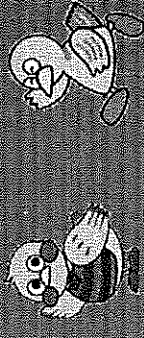
### 法定相続情報一覧図について

- 一覧図の写しは、相続手続に必要な範囲で、複数通発行可能
- 法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、一覧図の写しを再交付することが可能。ただし、再交付を申出することができるのは、当初、一覧図の保管等申出をした申出人に限られる（他の相続人が再交付を希望する場合は、当初の申出人からの委任が必要）。
- 推定相続人の廃除があった場合に、法定相続情報一覧図には、原則、その廃除された者の記載がされない。

### その他

- 被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸除籍謄抄本を添付することができない場合は、本制度は利用できない。
- 被相続人の死亡後に子の認知があった場合や、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、一覧図の写しが交付された後に廃除があった場合など、被相続人の死亡時点に遡って相続人の範囲が変わるようなときは、当初の申出人は、再度、法定相続情報一覧図の保管等申出をすることができる。

# 自動車税の納期限内納税をお願いします！



## 納 期 限

5月31日(水)

5月8日(月)に納税通知書を発送します。

- 課税台数 約236万台
- 課税額 約858億円

## 納税できる場所・方法

- 金融機関窓口(銀行、信用金庫、郵便局等)
- コンビニエストア(全国約6万2千店舗)
- ペイジー(銀行ATMやパソコン利用で口座から引落し)
- ウェブサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードを利用して納税

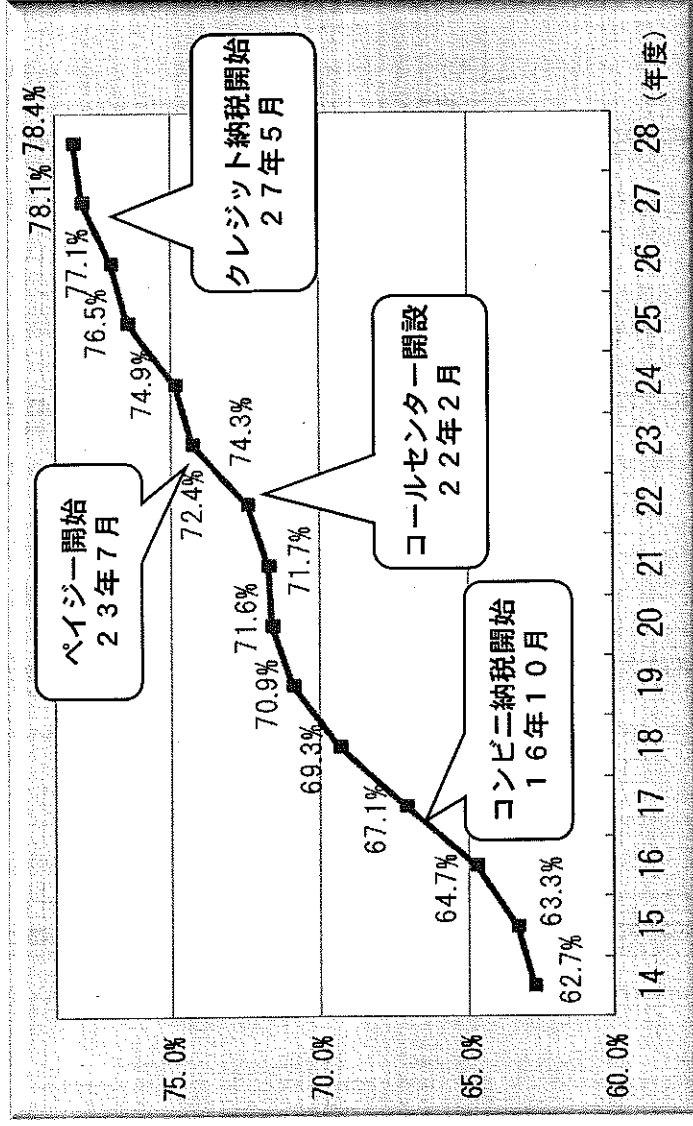
## 納期限内納税率向上への取組



### 【新規】

- 自動車税「納めてプラス！」キャンペーンの実施

## 納期限内納税率の推移



納期限内納税率 15.7ポイント増加 (H14～H28)

問い合わせ先

自動車税コールセンター  
050-3786-1222

納税通知書の送付先、税額の確認  
自動車税「納めてプラス！」など

<平日の午前8時30分～午後5時15分>



# 自動車税「納めてプラス！」キャンペーンの実施



## キャンペーンの仕組み

- 自動車税を5月31日の納期限までに納税して領収書等を協賛店で提示すると、割引などの特典が受けられます。

## 協賛いただける企業

- 7企業256店から特典を提供(4月20日時点)

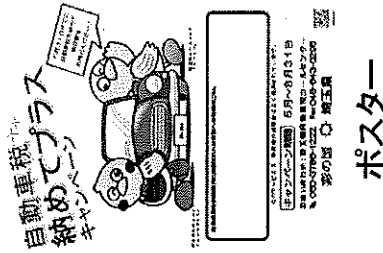
企業名	主な特典内容
イエローハット	1,000円以上のお買い物5%割引
オートバックス	エンジンオイル100円/リットル
車検のコバック	ガソリン・軽油 2円/リットル 割引
コスモ石油販売 西関東カンパニー(SS)	車検見積もりでBOXティッシュ5箱
イハシエネルギー(SS)	店頭で家計の見直し相談していただいた方にトートバックプレゼント(先着1千名)
関東菱油(SS)	
埼玉りそな銀行	

## 実施期間

- 5月8日の納税通知書の発送後、8月31日まで

## 協賛店

- サービス内容を記載していただいたポスターとステッカーを店頭に掲示します。



## 協賛店募集中!

- 協賛いただけるお店を募集しています。

問い合わせ先

埼玉県自動車税事務所 総務担当  
048-658-0223

# 源泉所得税の改正のあらまし

平成 29 年 4 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。平成 29 年度の税制改正等により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成 29 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

## 1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。 この改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

### (1) 改正前の制度の概要

イ 控除対象配偶者とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人をいいます。以下同じです。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下同じです。）で、合計所得金額が 38 万円以下である人をいいます。

また、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人をいいます。

ロ 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の所得から 38 万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、48 万円）が配偶者控除額として控除されます。

ハ 居住者（合計所得金額が 1,000 万円以下の人に限りです。）が、生計を一にする配偶者（合計所得金額が 76 万円未満の人に限りです。）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合には、その居住者のその年分の所得から、配偶者の所得に応じた一定の金額が配偶者特別控除額として控除されます。

ニ 税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、居住者が控除対象配偶者を有する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。また、その控除対象配偶者が障害者（特別障害者を含みます。以下同じです。）に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

### (2) 改正の内容

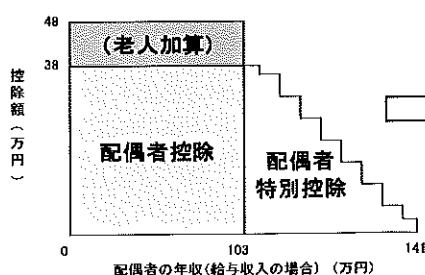
イ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次ページの【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、その控除額が次ページの【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

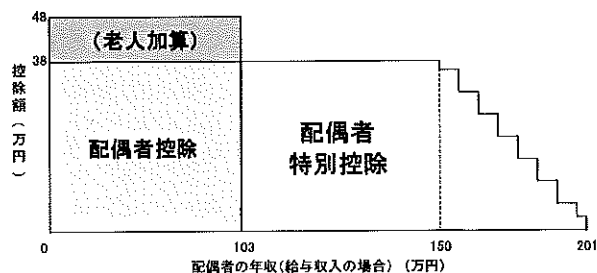
〔改正前〕

※配偶者特別控除について居住者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について居住者の所得制限あり  
(図は居住者の合計所得金額が 900 万円以下の場合)



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

ロ 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者<sup>(注1)</sup>に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者<sup>(注2)</sup>が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

具体的な扶養親族等の数の計算方法は、次ページの【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、居住者(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。

したがって、【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】において配偶者控除額又は配偶者特別控除額が38万円(老人控除対象配偶者の場合は48万円)となる配偶者がこれに該当します。

2 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人をいいます。

3 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。

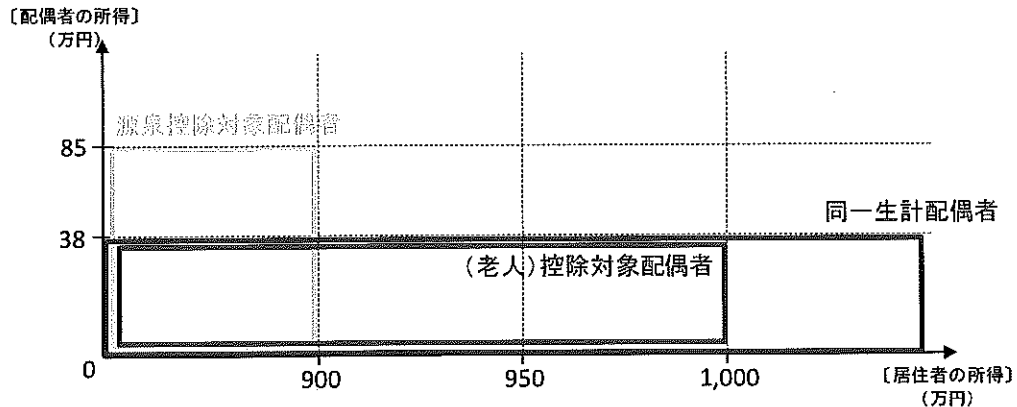
4 上記1～3を図示すると次ページの【参考：配偶者の範囲】のとおりです。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
(給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額) 配偶者の合計所得金額	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	配偶者が障害者に該当する場合は1人加算				
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

(注) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

【参考：配偶者の範囲】



ハ 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする居住者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされ、当該申告書について記載事項の見直しが行われました。

また、上記イ及びロの改正に伴い、以下の申告書についても記載事項の見直しが行われました。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ③ 従たる給与についての扶養控除等申告書

(注) 税務署で配布していた「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」(兼用様式)については、平成30年分以後、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式となる予定です。

(3) 適用時期

上記(2)の改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。本年(平成29年)分の所得税については、従前どおりです。

2 少額投資非課税制度（NISA）について、非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）が創設され、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択して適用できることとされました。

この改正は、平成 29 年 10 月 1 日以後に累積投資勘定の設定に係る手続きを行い、平成 30 年 1 月 1 日以後に設定された累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託について適用されます。

(1) 改正の内容

少額投資非課税制度（NISA）について、非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）が創設され、居住者又は恒久的施設を有する非居住者（非課税口座を設定しようとする年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に累積投資勘定に受け入れた株式投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもので、信託契約期間等について一定の要件を満たすものに限ります。以下「上場等株式投資信託」といいます。）に係る次の所得については、所得税が課されないこととされました。

また、当該上場等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、ないものとみなされます。

なお、この制度は現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択して適用できることとされました。

イ 上場等株式投資信託の配当等に係る配当所得

ロ 上場等株式投資信託の受益権の譲渡をした場合におけるその譲渡による譲渡所得等

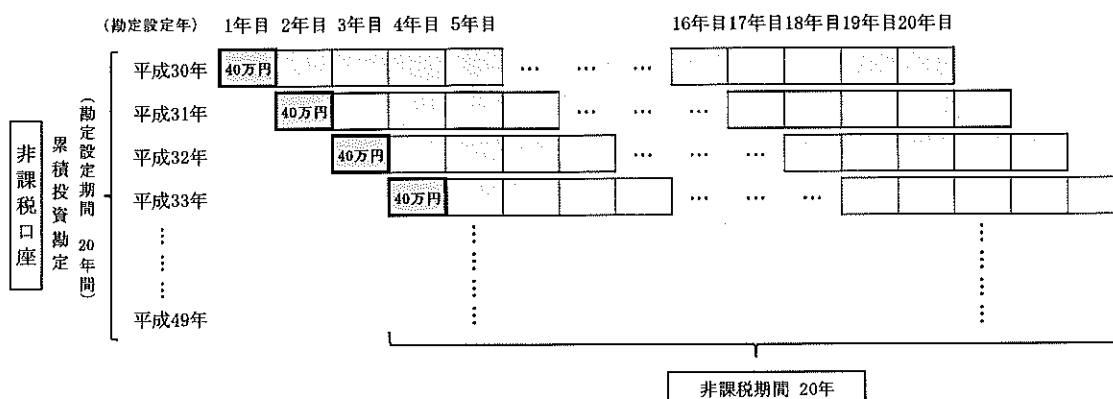
(注) 累積投資勘定に受け入れることのできる上場等株式投資信託の受益権は、非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に取得をしたものでその取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限られます。

<積立NISAと現行NISAの対比>

	積立NISA	現行NISA
毎年の投資上限額	40万円	120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20年間	5年間
口座開設期間	20年間 (平成30年～平成49年)	10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	上場等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
その他	非課税口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日に、金融商品取引業者等が口座開設者の住所等を確認	—

(注) 積立NISAの創設後も、従前と同様の手続きにより、金融商品取引業者等の変更及び非課税口座の再開設を行うことが可能です。

## <積立NISAのイメージ>



### (2) 適用時期

上記(1)の改正は、平成29年10月1日以後に累積投資勘定の設定に係る手続きを行い、平成30年1月1日以後に設定された累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託について適用されます。

- 3 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額（払出し時の金額）の上限額が撤廃されました。
- (注) この改正は、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）における非課税管理勘定又は継続管理勘定への上場株式等の移管についても同様です。

### (1) 改正前の制度の概要

少額投資非課税制度（NISA）においては、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等で、その取得対価の額が120万円を超えないものについて受け入れることができます。

取得対価の額とは、①購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、②払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額（以下、①と併せて「新規投資額」といいます。）をいい、③当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額（以下「移管額」といいます。）をいいます。

### (2) 改正の内容

他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、これらの非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に新たに設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等については、その移管額の上限額が撤廃され、120万円を超える上場株式等の移管が可能となりました。

ただし、移管先の非課税管理勘定におけるその年の新規投資額の上限額は、120万円からその移管額を控除した残額となります。

なお、この改正の対象となるのは非課税期間の終了時に新たに設定される非課税管理勘定に移管をする場合に限られるため、非課税期間の終了前に移管する場合には従前どおりとなります。

4 「給与支払事務所等の移転届出書」について、移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長への提出が不要とされました。

この改正は、平成29年4月1日以後の給与支払事務所等の移転について適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「給与支払事務所等」といいます。）を移転した者は、その事実について一定の場合を除き、「給与支払事務所等の移転届出書」を移転前及び移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(2) 改正の内容

「給与支払事務所等の移転届出書」について、移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長への提出が不要とされました。このため、平成29年4月1日以後の移転に係る当該届出書については、移転前の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長へのみ提出すればよいこととなります。

5 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、当該災害等の事由が生じたことにより当該個人が勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを行う場合には、一定の要件の下、その払出しをした日に支払われる当該勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄に係る利子等に対する課税及び同日前5年以内に支払われた当該勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄に係る利子等に対する遡及課税を行わないこととされました。

この改正は、平成29年4月1日以後に行う勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しについて適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

勤労者財産形成住宅貯蓄について、住宅の取得又は増改築のための支払に充てる以外の目的で払出しが行われた場合又は勤労者財産形成年金貯蓄について、所定の年金の支払方法以外の方法により払出しが行われた場合には、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度の適用を受けることができません。

これらの場合には、払出しが行われた日に支払われる利子等及び同日前5年以内に支払われた利子等について課税されることとなっており、その払出しが行われた日において利子等の支払があったものとして所得税の源泉徴収が行われます。

(2) 改正の内容

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、次のイからホに掲げる事由（以下「災害等の事由」といいます。）が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、当該災害等の事由が生じたことにより当該個人が勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）の払出しを行う場合（当該災害等の事由が生じたことによりその払出しを行うことについて所轄税務署長の確認<sup>(注)</sup>を受けたときに限ります。）には、その払出しをした日に支払われる利子等に対する課税及び同日前5年以内に支払われた利子等に対する遡及課税を行わないこととされました。

(注) 所轄税務署長の確認を受けようとする当該個人は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに、当該災害等の事由が生じたことについて税務署長の確認を受けたい旨の申出書を当該個人の住所地の所轄税務署に提出する必要があります。

イ 当該個人が居住の用に供している家屋であってその者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。



- ロ 当該個人が医療費を支払った場合において、その者又はその支払の時ににおいてその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払った当該医療費の金額の合計額が200万円を超えたこと。
- ハ 当該個人が配偶者と死別等をし、所得税法に規定する一定の寡婦又は寡夫に該当することとなったこと。
- ニ 当該個人が特別障害者に該当することとなったこと。
- ホ 当該個人が雇用保険法に規定する特定受給資格者又は特定理由離職者に該当することとなったこと。

### (3) 適用時期

上記(2)の改正は、平成29年4月1日以後に行う災害等の事由による財形非課税貯蓄の払出しに係る利子等について適用されます。

なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に財形非課税貯蓄の払出しを行った際に、当該財形非課税貯蓄に係る利子等について徴収された所得税の額がある場合に、その払出しが災害等の事由によるものであるときは、当該払出しを行った当該個人は、平成30年3月31日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その徴収された所得税の額の還付を請求することができることとされました。

6 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける住宅が災害により居住の用に供することができなくなった場合に、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の当該住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用年(一定の場合に該当した年以後は適用できません。)について、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。この改正は、平成29年分以後の所得税について適用されます。また、所要の経過措置が講じられます。

7 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用対象となる工事に特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等が加えられました。この改正は、増改築等をした居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用されます。

8 (特定増改築等)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限(改正前:平成31年6月30日)が平成33年12月31日まで延長されました。

9 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例が拡充されました。この改正は、一部を除き、平成29年4月1日以後に開始する債券現先取引等につき支払を受ける利子及び貸借料等について適用されます。

#### (1) 改正前の制度の概要

外国金融機関等が、一定の債券に係る債券現先取引又は一定の有価証券に係る証券貸借取引につき、特定金融機関等から支払を受ける利子等については所得税が課されません。

#### (2) 改正の内容

- イ 特定金融機関等の範囲に、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち一定のもの及び金融商品取引清算機関が加えられました。
- ロ 外国金融機関等の範囲に、金融商品債務引受業を営む外国法人が加えられました。
- ハ 非課税の対象となる所得の範囲に、外国金融機関等以外の外国法人(特定金融機関等の関連者<sup>(注)</sup>及び租税条約等の相手国等以外の国又は地域の法人を除きます。)が特定金



融機関等との間で振替国債を用いて行う取引期間3月以内等の要件を満たす債券現先取引で、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始するものにつき支払を受ける利子及び貸借料等が加えられました。

(注) 「関連者」とは、特定金融機関等との間に直接・間接の持分割合50%以上の関係にある者及び実質支配・被支配関係にある者等をいいます。

ニ 非課税の対象となる所得の範囲の拡充に伴い、非課税の適用手続等について所要の措置が講じられました。

### (3) 適用時期

上記(2)の改正(ハを除きます。)は、平成29年4月1日以後に開始する債券現先取引等につき支払を受ける利子及び貸借料等について適用されます。

10 株式分配を配当所得の対象となる剰余金の配当等から除外した上、法人の株主等が適格株式分配に該当しない株式分配により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭その他の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付の基となったその法人の株式等に対応する部分の金額を超える場合におけるその超える部分の金額は、配当等とみなす等の措置が講じられました。

この改正は、平成29年4月1日以後に行われる株式分配について適用されます。

11 確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金に係る退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間に、確定拠出年金以外の制度から資産又は脱退一時金相当額等の移換があった場合におけるその移換を受けた資産又は脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となった期間のうち、加入者の年齢が60歳に達した日の前日が属する月後の期間及び確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間を含めることとされました。

この改正は、平成29年4月1日から適用されます。

### e-Tax を利用した源泉所得税の納付について


源泉所得税の納付に当たっては、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して所得税徴収高計算書データを送信することにより、ダイレクト納付やインターネットバンキングなどによる電子納税が可能となっています。

これに加えて、平成29年6月からは、e-Taxを利用して所得税徴収高計算書データを送信することにより、インターネットを利用したクレジットカード納付も可能となる予定です。

クレジットカード納付の概要等につきましては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax(イータックス)ホームページ【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】

 この社会あなたの税がいきている

日時 平成 29 年 5 月 9 日 (火)  
午前 9 時 30 分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

### 1 支部長あいさつ

### 2 税務署長あいさつ

### 3 県税事務所長あいさつ

席上配付資料「マイカーと税金」

「自動車税の納期限内納税をお願いします」

### 4 税務署からの連絡事項

(1) 平成29年度税制改正の概要（災害対応関係）について (総務課)  
別添 1 「平成29年度税制改正に伴う災害に関する税制上の措置について」参照

(2) 平成29年度税務職員採用試験について (総務課)  
別添 2 「平成29年度税務職員採用試験要綱」参照

(3) 租税教育セミナー・租税教育に関するシンポジウムの開催について (総務課)  
席上配付資料「平成 29 年度 租税教育セミナー

第 5 回 租税教育に関するシンポジウム」参照

イ 開催日時 平成 29 年 8 月 4 日 (金) 午後 1 時～午後 4 時 30 分

ロ 開催場所 さいたま市中央区新都心 1 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館 2 階講堂

(4) 平成 28 年分申告所得税及び復興特別所得税に係る延納分の納付について  
(管理運営部門)

納期限(振替日) 平成 29 年 5 月 31 日(水)

※ 延納期間中は年利 1.7%の割合の利子税がかかります。

計算した利子税の額が 1,000 円未満の場合は不徴収となりますので、延納税額が 28 万円未満のときは利子税を納付する必要はありません。

※ 口座振替未利用者へは、平成 29 年 5 月中旬に納付書を送付します。

(5) 平成 28 年分 e - T a x 利用者に対する保管書類の提出依頼について(個人課税部門)

(6) 平成 29 年分の路線価図等の公開予定日について (資産課税部門)

(7) 「源泉所得税の改正のあらまし」の発送予定について (法人課税部門)  
席上配付資料「源泉所得税の改正のあらまし」参照  
発送予定日 5 月下旬

(8) 法人事業概況説明書の記載について (法人課税部門)  
別添 3 「熊谷法人会会員の皆様方へのお知らせ」参照

#### 添付書類

別添 1 「平成 29 年度税制改正に伴う災害に関する税制上の措置について」

別添 2 「平成 29 年度税務職員採用試験要綱」

別添 3 「熊谷法人会会員の皆様方へのお知らせ」

#### 席上配付資料

1 「マイカーと税金」

2 「自動車税の納期限内納税をお願いします」

3 「平成 29 年度租税教育セミナー 第 5 回 租税教育に関するシンポジウム」

4 「源泉所得税改正のあらまし」

[ホーム](#) > [関東信越国税局](#) > [平成29年度税制改正に伴う災害に関する税制上の措置について](#)

## 平成29年度税制改正に伴う災害に関する税制上の措置について

平成29年度税制改正により、災害に関する税制上の特例措置が設けられました。

糸魚川市駅北大火による災害により被害を受けた方については、経過措置により以下のような災害特例を受けることができます。

### 1. 住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例 **NEW**

住宅ローン控除の適用を受けていた住宅について、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、次の特例の適用を受けることができます。

① 災害により居住の用に供することができなくなった年に限らず、住宅ローン控除に係る残存期間について住宅ローン控除の継続適用を受けることができます。

ただし、その敷地等の譲渡をし、居住用財産の譲渡損失の特例を受ける場合など一定の場合については、継続して適用を受けることはできません。

② 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する従前家屋をその災害により居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、従前家屋に係る住宅ローン控除と再取得等をした住宅に係る住宅ローン控除を重複して適用を受けることができます。

### 2. [自然災害で被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置について\(平成29年4月\)](#) (PDF/474KB) **NEW**

### 3. 被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例 **NEW**

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税の適用を受けた方の住宅用家屋が被災者生活再建支援法が適用される災害により滅失等をした場合において、その方がその直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をするとときは、再度、本制度の適用を受けることができます。

### 4. [自然災害等により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について\(平成29年4月\)](#) (PDF/169KB) **NEW**

### 5. [自然災害により自動車に被害を受けられた方へ\(自動車重量税関係\)](#) (平成29年4月) (PDF/118KB) **NEW**

## 平成 29 年度 税務職員採用試験要綱

- 税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。
- 受験資格
  - 1 平成 29 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 30 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
  - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者
- 試験の程度 高等学校卒業程度
- 申込方法等
  - 【原則】インターネット申込み
    - 次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
    - 受付期間  
平成 29 年 6 月 19 日（月）午前 9 時～6 月 28 日（水）[受信有効]
  - 【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参
    - 問合せ先  
第 1 次試験地を所轄する国税局（国税事務所）
- 試験日
  - 第 1 次試験日 平成 29 年 9 月 3 日（日）
  - 第 2 次試験日 平成 29 年 10 月 11 日（水）～10 月 20 日（金）のいずれか第 1 次試験合格通知書で指定する日時
- 合格者発表日
  - 第 1 次試験合格者 平成 29 年 10 月 5 日（木）
  - 最終合格者 平成 29 年 11 月 14 日（火）
- 問合せ先
  - インターネット申込みに関する問合せ  
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2333  
午前 9 時 30 分～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
  - 上記以外の問合せ  
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097  
午前 8 時 30 分～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）



法人事業者である熊谷間税会会員の皆様方へのお知らせ

「法人事業概況説明書」に、熊谷間税会に加入していることを記載しましょう！

法人事業概況説明書

1	法人名称	
2	代表者	
3	所在地	
4	業種	
5	従業員数	
6	売上高	
7	経常利益	
8	法人税	
9	法人住民税	
10	法人県民税	
11	法人市町村民税	
12	法人特別徴収税	
13	法人特別徴収税	
14	法人特別徴収税	
15	法人特別徴収税	
16	加入組合等の状況	
17	加入組合等の状況	
18	加入組合等の状況	
19	加入組合等の状況	
20	加入組合等の状況	
21	加入組合等の状況	
22	加入組合等の状況	
23	加入組合等の状況	
24	加入組合等の状況	
25	加入組合等の状況	
26	加入組合等の状況	
27	加入組合等の状況	
28	加入組合等の状況	
29	加入組合等の状況	
30	加入組合等の状況	
31	加入組合等の状況	
32	加入組合等の状況	
33	加入組合等の状況	
34	加入組合等の状況	
35	加入組合等の状況	
36	加入組合等の状況	
37	加入組合等の状況	
38	加入組合等の状況	
39	加入組合等の状況	
40	加入組合等の状況	
41	加入組合等の状況	
42	加入組合等の状況	
43	加入組合等の状況	
44	加入組合等の状況	
45	加入組合等の状況	
46	加入組合等の状況	
47	加入組合等の状況	
48	加入組合等の状況	
49	加入組合等の状況	
50	加入組合等の状況	

(表)

1	法人名称	
2	代表者	
3	所在地	
4	業種	
5	従業員数	
6	売上高	
7	経常利益	
8	法人税	
9	法人住民税	
10	法人県民税	
11	法人市町村民税	
12	法人特別徴収税	
13	法人特別徴収税	
14	法人特別徴収税	
15	法人特別徴収税	
16	加入組合等の状況	
17	加入組合等の状況	
18	加入組合等の状況	
19	加入組合等の状況	
20	加入組合等の状況	
21	加入組合等の状況	
22	加入組合等の状況	
23	加入組合等の状況	
24	加入組合等の状況	
25	加入組合等の状況	
26	加入組合等の状況	
27	加入組合等の状況	
28	加入組合等の状況	
29	加入組合等の状況	
30	加入組合等の状況	
31	加入組合等の状況	
32	加入組合等の状況	
33	加入組合等の状況	
34	加入組合等の状況	
35	加入組合等の状況	
36	加入組合等の状況	
37	加入組合等の状況	
38	加入組合等の状況	
39	加入組合等の状況	
40	加入組合等の状況	
41	加入組合等の状況	
42	加入組合等の状況	
43	加入組合等の状況	
44	加入組合等の状況	
45	加入組合等の状況	
46	加入組合等の状況	
47	加入組合等の状況	
48	加入組合等の状況	
49	加入組合等の状況	
50	加入組合等の状況	

(裏)

16 加入組合等の 状況	〇〇間税会会員・〇〇間税会理事			
	(役職名)			
	(役職名)			
	営業時間		開店 時	閉店 時
定休日		毎週 (毎月)	曜日 ( 日)	

受 講 者 集  
募 集 (受講料無料)

# 平成29年度 租税教育セミナー 第5回 租税教育に関するシンポジウム

～租税教育について考えてみませんか～

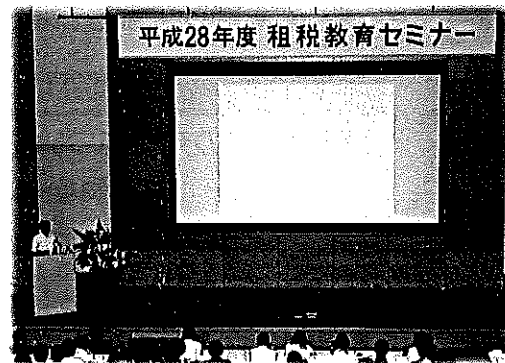
## 第1部 租税教育セミナー

学校教育に携わる皆様に、租税教育の一層の充実を図っていただけるよう、

- ① 関東信越国税局から租税教育の現状や今後の方向性についての情報提供
- ② 小学校・中学校・高等学校の各先生方による租税教育の実践事例発表のプログラムをご用意しています。

主 催：関東信越国税局

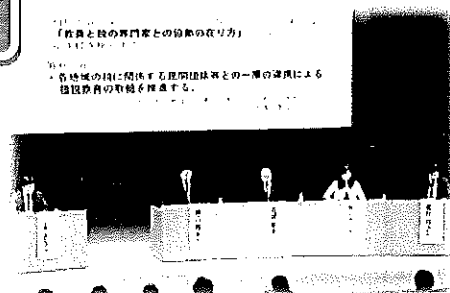
後 援：埼玉県教育委員会 さいたま市教育委員会  
埼玉県公立小学校校長会 埼玉県中学校校長会  
埼玉県高等学校長協会 一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会  
埼玉県租税教育推進協議会



## 第2部 租税教育に関するシンポジウム

文部科学省、総務省、国税庁、日本税理士会連合会及び学校教育関係者などによるパネルディスカッション

主 催：租税教育推進関係省庁等協議会  
(文部科学省、総務省、国税庁等)



**日時** 平成29年8月4日(金) 13:00～16:30

**場所** さいたま新都心合同庁舎1号館 2階講堂  
(住所：さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館)

**募集人員** 350名(先着順) 募集人員に達し次第終了

キリトリ線

受講申込書 (申込期限：6月2日(金)必着)

所 属 (学校名等)	
住 所 (連絡先等)	
ふりがな	
氏 名	

①、②いずれかの方法でお申し込みください。

### 申込方法①

所属学校等で取りまとめの上、最寄りの税務署へ郵送等でご提出ください。

### 申込方法②

浦和税務署税務広報広聴官宛 FAX をお送りください。

FAX 送信先：048-600-5415

※ ご記入いただきました個人情報については、租税教育セミナー等開催の参考とするために利用し、目的外の利用はいたしません。



《スケジュール》

12:30～ 受付

**第1部 租税教育セミナー**

「租税教育の現状について」

講師：関東信越国税局 国税広報広聴室長

「租税教育の実践報告」

- 小学校の部 講師：本庄市立仁手小学校 栗原 完 教諭
- 中学校の部 講師：川越市立福原中学校 大野 翼 教諭
- 高等学校の部 講師：埼玉県立川越初雁高等学校 佐藤 美友貴 教諭

**第2部 租税教育に関するシンポジウム**

「租税教育の充実について」パネルディスカッション

パネリスト：文部科学省、総務省、国税庁、日本税理士会連合会、学校教育関係者など

《会場案内》

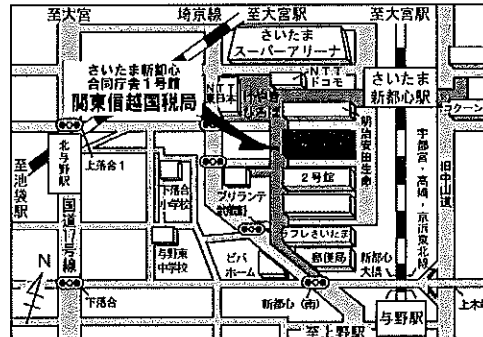
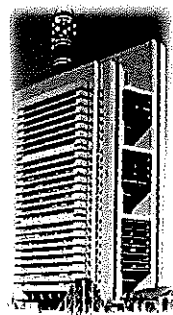
さいたま新都心合同庁舎1号館 2階講堂（正面入口を歩いて右手にお進みください。）

JR 宇都宮線・高崎線・京浜東北線 さいたま新都心駅（西口）から徒歩5分

JR 埼京線 北与野駅から徒歩7分

JR 京浜東北線 与野駅（西口）から徒歩20分

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。



《お問い合わせ》

浦和税務署 税務広報広聴官 Tel048-600-5413 (ダイヤル) または  
関東信越国税局 総務部 国税広報広聴室 Tel048-600-3111 (代表) へ

租税教育セミナー等に対するご要望がございましたら、ご記入ください。